

特定非営利活動法人
バイオマス北海道

平成 28 年度
通常総会議案書



日時：平成 28 年 4 月 27 日（水）

場所：北海道大学学術交流会館 第一会議室

特定非営利活動法人バイオマス北海道

平成 28 年度総会 議事次第

1. 理事長挨拶
2. 来賓ご挨拶 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
主幹 北 創 様
3. 議事
 - ① 議長選任
 - ② 総会出席者・委任状取りまとめの報告
 - ③ 審議
 - ・ 第 1 号議案 27 年度事業報告および決算
 - ・ 第 2 号議案 定款の変更
 - ・ 第 3 号議案 28 年度事業計画および予算
 - ④ 議長退任
4. 会員特別講演 「バイオマスに寄せる夢」
船越顧問
5. 資料
 - (1) 議案書
 - (2) 地域を創るバイオマス利活用講座
及び 第 2 回バイオマス北海道市民公開セミナー
 - (3) 北海道バイオマスネットワーク会議における当 NPO の役割

第 1 号議案 平成 27 年度事業報告および決算

参考様式(法第 28 条第 1 項関係)

平成 27 年度の事業報告書
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人バイオマス北海道

1 事業の成果

当法人の活動目的を達成するため、下記事業を中心に実施した。

- (1) バイオマス利活用を推進するための普及・啓発事業
- (2) バイオマス利活用を推進するための研究開発事業
- (3) その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
バイオマス利 活用を推進す るための普 及・啓発事業	HP運営	(A) 平成27年4月1日 ～平成28年3月31 日まで (B) 北海道大学 大学院工学研究院 (札幌市) (C) 5人	(D) 国民全般 (E) 200名	5
	会員への会報の発行 電子メールを活用した関連情報 の提供 (メールマガジン 1 号～5 号まで)	(A) 平成27年4月1日 ～平成28年3月31 日まで (B) 北海道大学 大学院工学研究院 (札幌市) (C) 10人	(D) 会員 (E) 50名	0
	第 2 回市民公開セミナー (平成 27 年度地域づくり団体活 動支援事業)	(A) 平成27年10月17 日 (B) 北海道大学(札幌 市) (C) 30人	(D) 一般道民な ど (E) 55 人	515

<p>バイオマス利活用を推進するための普及・啓発事業</p>	<p>地域を作るバイオマス利活用講座 2015の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「牛糞尿のバイオガス化」 ・第2回「木質バイオマスの燃料利用」 ・第3回「生ごみの資源化」 <p>講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八雲町 再生可能エネルギー導入に向けた関係者研修会（(一社)北海道再生可能エネルギー振興機構より依頼） 	<p>(A)平成27年9月11日 (B)北海道大学(札幌市) (C)15人</p> <p>(A)平成27年11月5日 (B)北海道大学(札幌市) (C)15人</p> <p>(A)平成27年12月3日 (B)北海道大学(札幌市) (C)15人</p> <p>(A)平成27年1月18日 (B)八雲町 (C)1人</p>	<p>(D)市町村担当者、関連業者、一般道民など (E)45人</p> <p>(D)市町村担当者、関連業者、一般道民など (E)35人</p> <p>(D)市町村担当者、関連業者、一般道民など (E)41人</p> <p>(D)市町村担当者、関連業者など (E)26人</p>	<p>355</p>
<p>バイオマス利活用を推進するための研究開発事業</p>	<p>バイオマス利活用を推進するための講師を招いての自主勉強会「札幌市の生ごみリサイクルの取り組みについて」</p>	<p>(A)平成27年11月24日 (B)北海道大学大学院工学研究院(札幌市) (C)10名</p>	<p>(D)会員、市町村担当者、関連事業者など (E)18名</p>	<p>216</p>
<p>その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業</p>	<p>○北海道バイオマスネットワーク会議との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)北海道バイオマスネットワーク会議 事例報告・検討会での報告 (2)北海道バイオマスネットワーク・フォーラム利活用検討部会での報告 (3)バイオマス利活用に関する意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス利活用に関する意見交換会 in 釧路 ・バイオマス利活用に関する意見交換会 in オホーツク 	<p>(A)平成27年7月24日 (B)北海道自治労会館(札幌市) (C)2人</p> <p>(A)平成28年2月16日 (B)北海道大学(札幌市) (C)2人</p> <p>(A)平成27年8月5日 (B)釧路市役所(C)1人</p> <p>(A)平成27年10月14日 (B)興部町役場 (C)1人</p>	<p>(D)バイオマスネットワーク会員など (E)35人</p> <p>(D)バイオマスネットワーク会員など (E)35人</p> <p>(D)バイオマスネットワーク会員など (E)29人</p> <p>(E)17人</p>	<p>0</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p>

	・バイオマス利活用に関する意見交換会 in 空知	(A)平成28年1月19日 (B)空知総合振興局 (C)1人	(E)19人	0
	○イベント補助 (1)第43回環境システム委員会 研究論文発表会	(A)平成27年10月17 日～18日 (B)北海道大学(札幌市) (C)10人	(D)土木学会会 員など (E)169人	0
	(2)廃棄物資源循環学会第26回 研究発表会	(A)平成27年9月2日 ～4日(B)九州大学 (福岡市) (C)2人	(D)廃棄物資源 循環学会会員な ど (E)812人	0
	後援 エコセーフエナジー分野 第3回シンポジウム	(A)平成27年7月16 日 (B)全国町村会館(東 京都千代田区) (C)10人	(D)市町村担 当者、関連事 業者、一般国 民など (E)111人	0
	エコセーフエナジー分野 第4回シンポジウム	(A)平成27年9月8日 (B)北海道大学(札幌 市) (C)10人	(D)市町村担 当者、関連事 業者、一般道民 など (E)104人	0
	循環・エネルギー技術システム分野 第1回セミナー	(A)平成28年3月11日 (B)札幌エルプラザ (札幌市) (C)10人	(D)市町村担 当者、関連事 業者、一般道民 など (E)90人	0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
自治体・その 他団体からの 受託事業	実施しなかった		

その他バイオマス利活用に関連する支援等の事業	実施しなかった		
------------------------	---------	--	--

H27年度 NPOバイオマス北海道 活動一覧

I. 会議等

1. 総会の開催

日時 平成27年4月22日（水）

場所 北海道大学構内 学術交流会館

2. 理事会の開催

第1回 日時 平成27年4月22日（水）学術交流会館

第2回 日時 平成28年2月 3日（水）事務局

3. 運営・活動方針検討委員会の開催

事前打合せ 日時 平成28年1月14日（木）

第1回検討委員会 日時 平成28年1月27日（水）

第2回検討委員会 日時 平成28年2月19日（金）

4. 幹部会議等の開催

平成27年5月19日 平成28年3月7日

// 6月19日

// 7月14日

// 8月15日

// 10月6日

// 11月4日

以上、開催場所 事務局

5. 北海道バイオマスネットワーク会議との連携

・平成27年7月24日 総会及び地域連絡部会

・バイオマス利活用に関する意見交換会

平成27年 8月 5日 バイオマス利活用に関する意見交換会in釧路

平成27年10月14日 バイオマス利活用に関する意見交換会inオホーツク

平成28年 1月19日 バイオマス利活用に関する意見交換会in空知

・平成28年2月16日 北海道バイオマスネットワークフォーラム2015

6. その他

平成27年11月24日 札幌市の生ごみリサイクルの取り組みについての勉強会

II. 事業の実施

1. 第2回バイオマス北海道 市民公開セミナー

平成27年10月17日

場所 北海道大学高等教育推進機構 E310教室

テーマ 菅井貴子さんと考える！ーバイオマスの可能性と私たちにできることー

参加人数 55名

2. 地域を創るバイオマス利活用講座2015

- | | | | |
|-----|--------------|----------------|---------|
| 第1回 | 平成27年 9月11日 | 「牛糞尿のバイオガス化」 | 参加人数45名 |
| 第2回 | 平成27年 11月 5日 | 「木質バイオマスの燃料利用」 | 参加人数35名 |
| 第3回 | 平成27年 12月 3日 | 「生ごみの資源化」 | 参加人数41名 |

Ⅲ. 講師派遣

「八雲町 再生可能エネルギー導入に向けた関係者研修会」 平成28年1月18日
一般社団法人 北海道再生可能エネルギー振興機構より依頼 参加者人数26名

3. イベント補助

- (1) 第43回環境システム委員会研究論文発表会 平成27年10月17日～18日 北海道大学（札幌）
- (2) 廃棄物資源循環学会第26回研究発表会 平成27年9月2日～4日 九州大学（福岡市）

○後援

- 平成27年7月16日 北海道大学寄附分野 エコセーフエナジー分野第3回シンポジウム
（全国町村会館 ホールA・B（東京都千代田区））
「エコセーフなバイオエネルギーと最終処分システムのこれから」 111名
- 平成27年9月8日 北海道大学寄附分野 エコセーフエナジー分野第4回シンポジウム
（北海道大学 学術交流会館 講堂）
『「エコセーフエナジー」から「循環・エネルギー技術システム」へ』 104名
- 平成28年3月11日 北海道大学寄附分野 循環・エネルギー技術システム分野第1回セミナー
（札幌エルプラザ ホール）
「循環とエネルギーのあるべき姿を考えよう！」 90名

H27 年度 活動計算書
H27年4月1日からH28年3月31日まで

特定非営利活動法人 バイオマス北海道
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
個人会員会費（会員25人）	125,000		125,000
企業・団体会員 入会金・会費（会員15）	460,000		460,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取助成金等	48,125		48,125
4. 事業収益			
シンポジウム等事業収益	0		0
自治体・その他団体からの受託事業		0	0
その他バイオマス利活用に関する支援等の事業		0	0
5. その他収益			
受取利息	374	0	374
経常収益計	633,499	0	633,499
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	772,800		772,800
通勤費	74,760		74,760
労災保険料	2,820		2,820
人件費計	850,380	0	850,380
(2) その他の経費			
謝金	80,000		80,000
旅費交通費	27,780		27,780
備品・消耗品費			
通信費	5,466		5,466
印刷製本費	32,400		32,400
会議費			
借料	80,000		80,000
雑費	14,891		14,891
委託費			
その他経費計	240,537	0	240,537
事業費計	1,090,917	0	1,090,917
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費	120,000		120,000
人件費計	120,000	0	120,000
(2) その他の経費			
備品・消耗品費	7,880		7,880
通信費	57,273		57,273
印刷製本費			
借料			
雑費	1,636		1,636
その他の経費計	66,789	0	66,789
管理費計	186,789	0	186,789
経常費用計	1,277,706	0	1,277,706
当期経常増減額	△ 644,207	0	△ 644,207
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 644,207	0	△ 644,207
前期繰越正味財産額	2,424,607	0	2,424,607
次期繰越正味財産額	1,780,400	0	1,780,400

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況
事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	普及啓発・事業	研究開発事業	その他必要と認められる事業	受託事業	支援等の事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費						0	585,000	585,000
2. 受取寄付金						0		0
3. 受取助成金等	48,125					48,125		48,125
4. 事業収益	0			0	0	0		0
5. その他収益						0	374	374
経常収益計	48,125	0	0	0	0	48,125	585,374	633,499
II 経常費用								
1. 事業費								
(1) 人件費								
給料手当	571,200	201,600				772,800		772,800
通勤費	60,840	13,920				74,760		74,760
労災保険	2,820					2,820		2,820
人件費計	634,860	215,520	0	0	0	850,380	0	850,380
(2) その他経費								
謝金	80,000					80,000		80,000
旅費交通費	27,780					27,780		27,780
備品・消耗品費						0		0
通信費	5,466					5,466		5,466
印刷製本費	32,400					32,400		32,400
会議費						0		0
借料(会場関係)	80,000					80,000		80,000
雑費	14,891					14,891		14,891
委託費						0		0
その他経費計	240,537	0	0	0	0	240,537	0	240,537
事業費計	875,397	215,520	0	0	0	1,090,917	0	1,090,917
2. 管理費								
(1) 人件費								
給料手当						0	120,000	120,000
人件費計	0	0	0	0	0	0	120,000	120,000
(2) その他経費								
備品・消耗品費						0	7,880	7,880
通信費						0	57,273	57,273
印刷製本費						0		0
借料						0		0
雑費						0	1,636	1,636
租税公課				0	0	0		0
その他経費計	0	0	0	0	0	0	66,789	66,789
管理費計	0	0	0	0	0	0	186,789	186,789
経常費用計	875,397	215,520	0	0	0	1,090,917	186,789	1,277,706
当期経常増減額	△ 827,272	△ 215,520	0	0	0	△ 1,042,792	398,585	△ 644,207

H27年度 財産目録
H28年3月31日現在

特定非営利活動法人 バイオマス北海道
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	0		
銀行普通預金	1,685,400		
未収金			
未収金費	105,000		
流動資産合計		1,790,400	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1,790,400
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
預り金	10,000		
流動負債合計		10,000	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			10,000
正味財産			1,780,400

H27年度 貸借対照表
H28年3月31日現在

特定非営利活動法人 バイオマス北海道
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,685,400		
未収金	105,000		
流動資産合計		1,790,400	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1,790,400
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払い金	0		
前受金	10,000		
流動負債合計		10,000	
2. 固定負債			
該当無し	0		
固定負債合計		0	
負債合計			10,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		2,424,607	
当期正味財産増減額		△ 644,207	
正味財産合計			1,780,400
負債及び正味財産合計			1,790,400

会計監査報告書

特定非営利活動法人バイオマス北海道定款第15条5項に基づき、本法人の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの収支決算につき関係書類、帳簿の監査を行った結果、会計報告は適正であると認める。

平成28年4月7日

特定非営利活動法人バイオマス北海道

監事

江頭 恵一



川嶋 幸治



松井 徹



第2号議案 定款の変更について

定款 新旧対照表

	変更の理由	新	旧
第3章会員 (種別) 第6条	バイオマス 利活用に関 心のある人 に会員にな ってもらい 活動の裾野 を広げるた め	この法人の正会員は次の3種とし、正会 員をもって特定非営利活動促進法（以下 「法」という。）上の社員とする。 (1)個人会員 この法人の目的に賛同し て入会した個人、 <u>但し、このうち中核的 活動を行う会員をフェロー会員とする</u>	この法人の正会員は次の3種と し、正会員をもって特定非営利活 動促進法（以下「法」という。） 上の社員とする。 (1)個人会員 この法人の目的に 賛同して入会した個人
附則 IV	理事長から 指名があ り、理事会 で承認され た 個人会員会 費額及び学 生会員会費 額に変更が 生じたため	附則 IV 1 この定款は平成28年度通常総会（平 成28年4月27日）で改定し、改訂後は平 成28年4月27日より施行する。 2 この法人の定款改定後の役員は、 次に掲げる者とする。 理 事 長 古市 徹 <u>副理事長 石井 一英</u> 副理事長 町村 均 副理事長 渡部 和正 理 事 阿賀 裕英 同 伊藤 俊裕 同 岩原 栄 同 加賀 美穂 同 金子 孝文 同 谷川 昇 同 福間 博史 同 藤田 哲男 同 藤山 淳史 同 山森 功一 監 事 江頭 恵一 同 川嶋 幸治 同 松井 徹 3 この法人の定款改訂後の役員の任 期は、第16条第1項の規定により、平成 29年通常総会までとする。 4 この法人の定款改定後の入会金及 び会費は、次に掲げる額とする。 <u>(1) 個人会員 入会金 0 円 年会 費 2,000 円、但しフェロー会員は年 会費 5,000 円とする</u> (2) 企業・団体会員 入会金 10,000 円 年会費 30,000 円 (3) 学生会員 入会金 0 円 <u>年会費 1,000 円</u>	附則 III

特定非営利活動法人バイオマス北海道定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人バイオマス北海道という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市北区北13条西8丁目北海道大学大学院工学研究科内に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、北海道におけるバイオマス利活用を推進するための普及・啓発および研究開発などに関する事業を行い、バイオマス利活用の推進を通じて北海道の発展のために寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) バイオマス利活用を推進するための普及・啓発事業
- (2) バイオマス利活用を推進するための研究開発事業
- (3) その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 自治体・その他団体等からの受託事業
- (2) その他バイオマス利活用に関連する支援等の事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の正会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、但し、このうち中核的活動を行う会員をフェロ一会員とする
- (2) 企業・団体会員 この法人の目的に賛同して入会した企業・団体
- (3) 学生会員 大学院、大学、専門学校及びこれらに準ずる学校に在籍している者で、この法人の目的に賛同して入会した個人

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び年会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を事務局長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 副理事長及び事務局長は理事長が指名し、理事会の承認を得る。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 事務局長は、業務執行に必要な事務を管理する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の

招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、正会員のうちから、理事会の議決を経て理事長が任命する。

3 顧問は、理事会及び総会に出席して意見を述べるることができる。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定より所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは所轄庁に届けでなければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国または地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則 I から附則 III は省略

附則 IV

1 この定款は平成28年度通常総会(平成28年4月27日)で改定し、改訂後は平成28年4月27日より施行する。

2 この法人の定款改定後の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 古市 徹

副理事長 石井 一英

副理事長 町村 均

副理事長 渡部 和正

理事 阿賀 裕英

同 伊藤 俊裕

同 岩原 栄

同 加賀 美穂

同 金子 孝文

同 谷川 昇

同 福間 博史

同 藤田 哲男

同 藤山 淳史

同 山森 功一

監事 江頭 恵一

同 川嶋 幸治

同 松井 徹

3 この法人の定款改訂後の役員の任期は、第16条第1項の規定により、平成29年通常総会までとする。

4 この法人の定款改定後の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 個人会員 入会金 0 円 年会費 2,000 円

但しフェロー会員は年会費 5,000 円とする。

(2) 企業・団体会員 入会金 10,000 円 年会費 30,000 円

(3) 学生会員

入会金 0 円

年会費 1,000 円

以上

平成21年10月9日作成

平成25年6月12日改定

平成27年4月22日改定

平成28年4月27日改定

第3号議案 平成28年度事業計画および予算

平成28年度事業計画書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

特定非営利活動法人バイオマス北海道

1 事業実施の方針

1-1 特定非営利活動に係る事業

- (1) バイオマス利活用を推進するための普及・啓発事業
- (2) バイオマス利活用を推進するための研究開発事業
- (3) その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業

1-2 その他の事業

- (1) バイオマス利活用計画の策定受託事業

2 事業の実施に関する事項

- (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
バイオマス 利活用を推 進するた めの普及・啓 発事業	○バイオマス利活用講座の開催	平成28年4月1日 ～平成29年3月31 日まで	札幌市内	50名	道内市町村担 当者、関係団体等 200名	100
	○HP運営	平成28年4月1日 ～平成29年3月31 日まで	北海道大学大学大 学院工学研究院 (札幌市)	5名	国民全般200名	5
	○メルマガの発行	平成28年4月1日 ～平成29年3月31 日まで	北海道大学大学大 学院工学研究院 (札幌市)	10名	本NP0会員50名	0

バイオマス利活用を推進するための研究開発事業	○市町村との共同研究	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日 日まで	北海道大学大学院工学研究院 (札幌市) 他	10名	道内市町村担当者 30名	100
	○バイオマスカフェの開催	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日 日まで	北海道大学大学院工学研究院 (札幌市) 他	30名	本NPO会員50名	50
その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業	○北海道バイオマスネットワーク会議との連携事業	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日 日まで	道内	10名	道内市町村担当者、関係団体100名	100
	○イベント補助 (出前講座、イベント後援など)	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日 日まで	要望に応じ出向く	10名	道内市町村担当者、一般道民など 50名	100

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
自治体・その他団体からの受託事業	バイオマス利活用計画の策定受託事業	平成28年4月1日～平成29年3月31日まで	北海道大学大学院工学研究院 (札幌市) 他	10人	100

H28 年度 活動計算書
H28年4月1日からH29年3月31日まで

特定非営利活動法人 バイオマス北海道
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
個人・フェロー会員会費 (24人×5,000円)	120,000		120,000
個人・一般新会員 (7人×2,000円)	14,000		14,000
企業・団体会員会費 (15団体×30,000)	450,000		450,000
学生会員 (2人×1,000円)	2,000		2,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000		100,000
4. 事業収益			
シンポジウム等事業収益	0		0
自治体・その他団体からの受託事業		100,000	100,000
その他バイオマス利活用に関する支援等の事業		0	0
5. その他収益			
受取利息		0	0
経常収益計	686,000	100,000	786,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	30,000	10,000	40,000
人件費計	30,000	10,000	40,000
(2) その他の経費			
謝金	40,000	0	40,000
旅費交通費	280,000	40,000	320,000
備品・消耗品費	15,000	0	15,000
通信費	10,000	10,000	20,000
印刷製本費	15,000	10,000	25,000
会議費	10,000	0	10,000
借料	0	0	0
雑費	15,000	10,000	25,000
委託費	0	0	0
予備費	40,000	0	40,000
その他経費計	425,000	70,000	495,000
事業費計	455,000	80,000	535,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	160,000	20,000	180,000
人件費計	160,000	20,000	180,000
(2) その他の経費			
備品・消耗品費	5,000	0	5,000
交通費	12,000	0	12,000
通信費	5,000	0	5,000
印刷製本費	5,000	0	5,000
借料	0	0	0
雑費	13,000	0	13,000
租税公課	0	0	0
その他経費計	40,000	0	40,000
管理費計	200,000	20,000	220,000
経常費用計	655,000	100,000	755,000
当期経常増減額	31,000	0	31,000
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	31,000	0	31,000
前期繰越正味財産額	1,780,400	0	1,780,400
次期繰越正味財産額	1,811,400	0	1,811,400

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況
事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	普及啓発・事業	研究開発事業	その他必要と認められる事業	受託事業	支援等の事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費						0	586,000	586,000
2. 受取寄付金						0		0
3. 受取助成金等	100,000					100,000		100,000
4. 事業収益	0			100,000	0	100,000		100,000
5. その他収益						0		0
経常収益計	100,000	0	0	100,000	0	200,000	586,000	786,000
II 経常費用								
1. 事業費								
(1) 人件費								
給料手当	10,000	10,000	10,000	10,000	0			
人件費計	10,000	10,000	10,000	10,000	0	40,000	0	40,000
(2) その他経費								
謝金	40,000					40,000		40,000
旅費交通費	30,000	100,000	150,000	40,000	0	320,000		320,000
備品・消耗品費	5,000	10,000				15,000		15,000
通信費	5,000	5,000		10,000	0	20,000		20,000
印刷製本費	5,000	10,000		10,000	0	25,000		25,000
会議費	0	0	10,000			10,000		10,000
借料	0	0				0		0
雑費	0	5,000	10,000	10,000	0	25,000		25,000
委託費	0	0				0		0
予備費	10,000	10,000	20,000			40,000		40,000
その他経費計	95,000	140,000	190,000	70,000	0	495,000	0	495,000
事業費計	105,000	150,000	200,000	80,000	0	535,000	0	535,000
2. 管理費								
(1) 人件費								
給料手当				20,000	0	20,000	160,000	180,000
人件費計	0	0	0	20,000	0	20,000	160,000	180,000
(2) その他経費								
備品・消耗品費						0	5,000	5,000
交通費							12,000	12,000
通信費						0	5,000	5,000
印刷製本費						0	5,000	5,000
借料						0		0
雑費						0	13,000	13,000
租税公課				0	0	0		0
その他経費計	0	0	0	0	0	0	40,000	40,000
管理費計	0	0	0	20,000	0	20,000	200,000	220,000
経常費用計	105,000	150,000	200,000	100,000	0	555,000	200,000	755,000
当期経常増減額	△ 5,000	△ 150,000	△ 200,000	0	0	△ 355,000	386,000	31,000